

仕 様 書

台帳No.
道路河川建設課

業務名	令和7年度 踏切道（高磯折第1踏切）改良計画事業に伴う建物等事後調査業務
-----	--------------------------------------

下 関 市

仕 様 書

道路河川建設課

	課長(部次長)	課長補佐	主査(係長)	主任	係員	検算	設計者		
年 度	令和7年度		場 所		下関市 王司川端二丁目				
業 務 名	令和7年度 踏切道(高磯折第1踏切)改良計画事業に伴う建物等事後調査業務								
業 務 概 要									
	建物等事後調査 2棟(建物2件、工作物2件)								
履 行 期 間	年 月 日 から 令和7年11月14日 まで								
設 計 金 額 (元設計金額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変更設計額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精算見込額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
設 計 用 紙 下 関 市									

設計書（金抜き）

施 工 年 度 令和 7 年度
路 線・河 川 名 宇部線
工 事（業 務）名 令和7年度 踏切道（高磯折第1踏切）改良計画事業に伴う
建物等事後調査業務
工 事（業務）場 所 下関市 王司川端二丁目
箇 所 コ ー ド

発注者が求める仕様について
設計書（金抜き）に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

その他（注意事項）

- (1) 入札時の見積りにについて
入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書（金抜き）によること。
- (2) 仮設、施工方法等
仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (3) 建設機械の指定について
設計書（金抜き）に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (4) 積算条件について
設計書（金抜き）に記載されている現場固有の条件（施工条件(施工規模や土質等)、見積により決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等）については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。
従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。
なお、施工代価表内の例のような表記は、当該施工代価表における積算条件を示している。
(例) A=1 土砂 B=1 オープンカット
- (5) 週休2日の補正について
週休2日モデル工事の補正対象となる単価コードについては、該当する工種の施工代価表の備考欄へ週休補正区分とこれに対応した補正率を記載している。
ただし、施工パッケージ型積算方式についてはこの記載がないため留意すること。
(例) 4週8休（×1.04）

総括情報表

事務所	60 下関市		
適用単価地区	14 下関市（旧市内）		
適用基準日	00-07.06.01(0)		
発注区分	41 一般（土木）		
		【代価表の諸雑費】 #09 … 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 … 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。 (※#01～#08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)	

＊用地調査委託費＊ 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
用地調査委託費						X4000
1-打合せ						Y1999
2-打合せ						Y2999
打合せ協議						SF000177 00
	1		業務			単第0 -0001 表
1-事後調査						Y1999
2-現地踏査						Y2999
現地踏査(地盤変動影響調査等)						SF000135 00
	1		業務			単第0 -0002 表
2-建物調査						Y2999
建物の調査(事後調査) 木造建物A 建物延べ面積70m2以上130m2未満						SF150500010 00
	1		棟			単第0 -0003 表

＊用地調査委託費＊ 内訳表

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	建物の調査(事後調査) 木造建物A 建物延べ面積70m2以上130m2未満	1		棟						SF150500010 00	
										単第0 -0006 表	
	工作物の調査(事後調査) 敷地面積100m2以上300m2未満	2		箇所						SF000157 00	
										単第0 -0009 表	
1-算定										Y1999	
2-算定										Y2999	
	算定 工作物 敷地面積100m2以上300m2未満	1		箇所						SF150700010 00	
										単第0 -0012 表	
直接人件費											
材料費										Z0001	
直接経費											
直接原価											

＊用地調査委託費＊ 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
＊＊その他原価＊＊						
＊＊業務原価＊＊						
＊＊一般管理費等＊＊						
＊＊業務価格＊＊						
＊＊消費税相当額＊＊						
＊＊業務費計＊＊						

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師		人			R0870
技師（A） 外業		人			R0880
技師（B） 外業		人			R0890
*** 単位当たり ***	1	業務			
A=2 中間打合せ回数					

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 外業		人			R0880
技師（B） 外業		人			R0890
技師（C） 外業		人			R0900
*** 単位当たり ***	1	業務			

施 工 代 価 表

建物の調査(事後調査)

SF150500010

単第0 -0003 表

木造建物A

建物延べ面積70m2以上130m2未満

1 棟 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査	1	棟			SF150500011 単第0-0004 表
図面等	1	棟			SF150500011 単第0-0005 表
*** 単位当たり ***	1	棟			
A=1 木造建物A C=2 建物延べ面積70m2以上130m2未満 G=1 [有]図面等			B=1 - F=1 [有]調査		

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 外業		人			R0880
技師（B） 外業		人			R0890
技師（C） 外業		人			R0900
*** 単位当たり ***	1	棟			
A=1 調査			B=1 木造建物A		

図面等

SF150500011

施 工 代 価 表

単第0 -0005 表

頁0-0010

1 棟 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 内業		人			R0620
技師（B） 内業		人			R0630
技師（C） 内業		人			R0640
技師（D）（技術員） 内業		人			R0645
*** 単位当たり ***	1	棟			
A=2 図面等			B=1 木造建物A		

施工代価表

建物の調査(事後調査)

SF150500010

単第0 -0006 表

木造建物A

建物延べ面積70m2以上130m2未満

1 棟 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査	1	棟			SF150500011 単第0-0007 表
図面等	1	棟			SF150500011 単第0-0008 表
*** 単位当たり ***	1	棟			
A=1 木造建物A C=2 建物延べ面積70m2以上130m2未満 G=1 [有]図面等			B=2 建物内部の調査を拒否されたもの F=1 [有]調査		

施工代価表

1棟当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 外業		人			R0880
技師（B） 外業		人			R0890
技師（C） 外業		人			R0900
*** 単位当たり ***	1	棟			
A=1 調査			B=1 木造建物A		

図面等

SF150500011

施 工 代 価 表

単第0 -0008 表

頁0-0013

1 棟 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 内業		人			R0620
技師（B） 内業		人			R0630
技師（C） 内業		人			R0640
技師（D）（技術員） 内業		人			R0645
*** 単位当たり ***	1	棟			
A=2 図面等			B=1 木造建物A		

工作物の調査(事後調査)
敷地面積100m2以上300m2未満

SF000157

施工代価表

単第0 -0009 表

頁0-0014

1 箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査	1	箇所			SF000159 単第0-0010 表
図面等	1	箇所			SF000159 単第0-0011 表
*** 単位当たり ***	1	箇所			
A=2 敷地面積100m2以上300m2未満 C=1 図面等を作成する			B=1 調査を行う		

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 外業		人			R0880
技師（B） 外業		人			R0890
技師（C） 外業		人			R0900
*** 単位当たり ***	1	箇所			
A=1 調査			B=2 敷地面積100m2以上300m2未満		

図面等

SF000159

施 工 代 価 表

単第0 -0011 表

頁0-0016

1箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 内業		人			R0620
技師（B） 内業		人			R0630
技師（C） 内業		人			R0640
技師（D）（技術員） 内業		人			R0645
*** 単位当たり ***	1	箇所			
A=2 図面等			B=2 敷地面積100m2以上300m2未満		

施 工 代 価 表

SF150700010

単第0 -0012 表

敷地面積100m2以上300m2未満

1 箇所 当り

算定
工作物

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
図面等	1	箇所			SF150700011 単第0-0013 表
算定	1	箇所			SF150700011 単第0-0014 表
1箇所当り		箇所			+00
*** 単位当たり ***	1	箇所			
A=4 工作物 F=1 [有]図面等			E=2 敷地面積100m2以上300m2未満 G=1 [有]算定		

図面等

SF150700011

施 工 代 価 表

単第0 -0013 表

頁0-0018

1箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 内業		人			R0620
技師（C） 内業		人			R0640
1箇所当り		箇所			+00
*** 単位当たり ***	1	箇所			
A=1 図面等			B=4 工作物		

算定

SF150700011

施 工 代 価 表

単第0 -0014 表

頁0-0019

1箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（A） 内業		人			R0620
技師（C） 内業		人			R0640
技師（D）（技術員） 内業		人			R0645
1箇所当り		箇所			+00
*** 単位当たり ***	1	箇所			
A=2 算定			B=4 工作物		

特 記 仕 様 書

業 務 名 : 令和7年度 踏切道(高磯折第1踏切)改良計画事業に伴う建物等事後
調査業務

実施箇所 : 下関市 王司川端二丁目

業務内容 : 建物等事後調査 2棟

1. 総則

1-1 一般事項

この仕様書に定めのない事項については、契約図書、「山口県業務委託共通仕様書」及び「工損調査標準仕様書(案)(中央用地対策連絡協議会)」によるものとする。

(1) 受注者は、次の事項に留意の上業務を行うこと。

- ① 関係法規法令を厳守すること。
- ② 業務に伴い、知り得た秘密について他に漏らさないこと。
- ③ 定められた期間内に業務を完了するよう作業の円滑化に努めること。

(2) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場の解釈及び委託業務の細目については、発注者と協議の上指示を受けなければならない。

(3) 管理技術者及び照査技術者

- ① 受注者は、管理技術者及び照査技術者を定め発注者に届けるものとする。
- ② 照査技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験技術を有する技術者でなければならない。

1-2 履行

(1) 受注者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。

(2) 協議等は協議簿で行うこと。

(3) 業務が完了したときは、速やかに報告し完了検査を受けること。

(4) 成果品に不良箇所が発見された場合、速やかに訂正・補足しそのほか必要な措置を講じなければならない。

2. 業務

2-1 業務内容

建物等事後調査 2棟

(1) 立入り及び立会い

工損調査のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合、あらかじめ当該土地、建物等の権利者の同意を得ること。また、調査のため建物等の立入り調査を行なう場合には、原則として権利者の立会いを得なければ

ならない。ただし、立会いを得ることができないときは、権利者の了解を得ること。なお、調査のため第三者の土地への立入り、または一般の交通に支障を及ぼす等、第三者に損害を与える恐れのあるときは、受注者は、予め監督職員と細部に渡り打ち合わせを行なうものとする。監督職員の承認なく第三者に損害を与えたときは、受注者において解決するものとする。

(2) 調査

調査内容及び報告書作成については、監督職員と協議し業務を実施すること。

(3) 現地踏査

調査区域の現地踏査を行い、事前調査結果と比較の上、土地及び建物等における損傷状況を把握すること。

(4) 調査内容

(ア) 事前調査結果に基づく、土地及び建物の損傷状況確認

なお、損傷箇所については、写真撮影を行う。その際、対象箇所を指示棒等により指示し、損傷名及び程度等を明示した黒板等と同時に撮影を行うこと。

(イ) 建物等の所在地並びに所有者の氏名及び住所

(必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等調査を行なうこと)

(ウ) その他調査の作成に必要な事項

(5) 打ち合わせ等

打ち合わせ及び成果品納入時は、管理技術者及び照査技術者が必ず立会すること。協議及び現場等で打ち合わせを行った場合は、その都度協議簿を作成し監督職員に提出する。また、協議簿は成果品に併せて提出すること。打ち合わせ協議は、業務着手時及び主要な区切りにおいて行なうこと。

(6) 算定

建物等に工事に起因する損傷があった場合、建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定を行うこと。事後調査の結果、損傷が認められなかった場合は、すみやかに発注者へ報告するとともに、その後の指示を仰ぐこと。

2-2 成果品

成果品は以下の通りとし、報告書はA4サイズを標準とすること。

- ・調査図面
- ・補償額算定結果
- ・報告書製本版（協議簿・写真帳・図面等を含む）2部
- ・電子データ 1式

なお、成果を取りまとめる際は、事前調査結果と対照させ、損傷度合いの判断が

容易となるよう工夫すること。

3. その他

3-1 共通事項

本業務を円滑に実施するため、各関係者及び管理者（周辺地主等）と十分協議・調整を行うこと。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行

うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別紙

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと

き。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

川端 1

位置図



王司川端 3

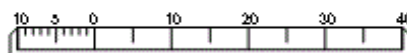
至高磯
←

宇部

調査箇所 計2棟

宇部 3 号 橋

縮尺 1 : 1000



王司本町 2